

カミュ『異邦人』における「無関心」

鈴木 忠 士

第V章 自然的世界

3 躁と鬱

前提的考察

- A. メランコリー親和型性格
- (1) 仕 事
 - (2) 対人関係
 - (3) 倫 理

(名古屋人文科学研究会)
『年報』第8号

- a. 返済可能な負い目の意識
- b. 返済不可能な負い目の意識

イ. 語り方

ロ. 語られている事柄

- i 空間意識の変容
- ii 時間意識の変容……（この項の途中まで前号）
- iii メランコリーの罪責意識……（この項の途中まで本号）

第V章 自然的世界

3 躁と鬱

ii (つづき)

さて、このような重罪被告でありながら恰も無期囚であるかのような、抑鬱的であるとは言え「慢性で安定」してはいる心理状態もさすがに公判が始まれば一変することが予想されよう。予審中のムルソオの心理的な安定には自分の「事件はごく簡単なものだ」(92) という「一度も裁判にかかったことがない」

(95) 者の楽観的な思い込みも与っていたであろうが、「重罪裁判所」(117) で被告席に立てばそんな「見方」(92) の甘さにすぐ気付くに違いないと思われるからである。確かに「裁判の推移」につれて彼の情動は激しい変化を見せている。だがよく見るとそれは決して「判決」そのものへの期待や危惧に因っているのではないのだ。それは、既に指摘したことだが、彼の無意識に潜在する一体化願望の昂まりや幻想的一体感の破綻に由来しているのである。では何故公判中においてそのような願望が急激に昂まり又その反動として幻滅が激化したのか。原因は「人間関係」の変化である。予審期間中の人間関係は限られ固定的で、又画一的なものであり、「ふだんは、人々は僕個人のことなどに関心を持ちはしない」(119) のであった。予審判事もすぐにムルソオ「に興味を持たなくなり」(101)、拘禁者達にとって彼はあくまで「他の〔囚〕人達」(111) と変りのない囚人のひとりにすぎなかった。彼は刑務所内の「大家族」の中の名も無い一員として、「家族の一員」(102) として「従順」に振舞ってさえいれば「誰も〔……〕意地悪しなかった」(102) のである。ところが、公判に入ると法廷の「人ごみ」と「すべてのさわぎの原因」が今や彼「個人のこと」(119) なのだ。「皆僕を見詰めていた」(119) のである。又彼の方も一変した環境の中で「これまでの生涯で一度もその機会がなかった」ので「訴訟を見ることに興味を持っている」(118) のである。更に検事はのっけから「意地悪な」(125) 様子を見せる。この衆人環視と四面楚歌の中でさらでだに強いムルソオの対人的不安と一体化への欲求が活性化したとしても不思議はあるまい。だがそうだとすると彼は、一方においては「人々の関心をひくことに覚える興味はなが続きしない」(140) と言い、又他方においては「自分の独房にもど」(148) りさえすればこうした衆人の「意地悪」で穿鑿好きな「注視」(149) からも逃れることができると考えているのであるから、結局彼の公判中に示した「急性で不安定な反応」は殆ど独房から法廷へという環境の突然の変化がもたらしたもので、「訴訟」の結果如何への「興味」によるところは甚だ少ないと言わなければならない。

予審中に見られたような、自分を「余計者で、場ちがいのところに入りこんだ人間」(120)と看做して自分が重罪被告であるという現実を否認しようとする態度も又一貫して認められる。法廷の「ざわめき」には「町内のお祭り」を連想するし、初犯の重罪被告としては正常な反応である「怖気」を否定し「それどころか、ある意味では、訴訟を見ることに興味を持っている」(118)と、「被告席にいてさえ、自分のことを人が話すのをきくのは、やはりおもしろい」(139)と言う。こうした面白半分の「興味」が尽きたときの「飽き」(140)についても語る。又裁く者達が彼のうちに「もとめているのは、こっけいなどころではなくて、犯罪」なのだが彼は「その違いは大したことではない」(119)と思ってもいるのである。

このように環境の変化によって暫くの間自分と他人がお互いに好奇心と不安の的になるという事態での情動の一頻りの動揺を除けば、公判中のムルソオの基本的な心的態度は予審中のそれと変りがないのである。ただ予審中と異なり、周囲の「意地悪」が彼にはっきりと意識されている分だけ一体化欲求は強化されようから、それだけ又幻滅と落ち込みも激しいことになり、心理的な引き籠もり=抑鬱状態の一層の憎悪が結果するであろうことは予想に難くない。実際この鬱の悪化を彼の時間意識の変容のうちに認めることができる。鬱の深まりとともに起こる時間体験の変容については次のように言われている。「時間感覚にも変化が生じ、うつ病期中の出来事は最近のことで『はるか昔』におこったことのように思えます。過去の追憶が湧出してくることが多く、その内容はすべて暗く抑うつ的⁽²⁴⁵⁾な⁽²⁴⁵⁾枠づけがなされています。」裁判も終局に迫りつつあるとき、ムルソオは次のような感概を洩らしている。「僕の魂について語られたこれら長々しい演説のすべて、これら果てしない日々⁽²⁴⁵⁾のすべて、時間のすべてのおかげで、僕は何もかも色の褪せた水に似たものになってしまい、そこで眩暈を感ずるような印象をうけた。おしまいには、僕はただ傍聴席と法廷の空間をこえて、弁護士が喋り続けている間に、クリーム売りの声が、僕の耳にまで響いてきたことを思いだすだけだ。僕はもはや自分のものでない生活の、

しかしそこにもっとも貧弱だかもっとも長続きのする喜びを見出してきた生活の、かすかすの思い出に襲われた。〔……〕僕がここでしている無益なことのすべてが、咽喉につきあげてきた。僕はただひとつ、このお喋りが終って、自分の独房にもどって眠ることだけが待ち遠しかった。(傍点は鈴木、以下同じ)

(148) 鬱の深化とともに現在の現実から心理的関与が撤収されると、現在の現実は「無益なこと」として放擲されて、単に空間的に疎々しいものとして表象されるのみならず、時間的にも遙か過去のこととして表象される。それ故に、弁護士によって「公判は二、三日しかつづかないだろうと断言」(117) されているにも拘らず、ムルソオはまるで「最初の日と同じ様子」(149) の日々が延々と繰り返されたかのように「これら果てしない日々のすべて、時間のすべて」と言うのである。そして、一方でこのように現在の「無益な」現実が「はるか昔」に遠退けられ、他方で「⁽²⁴⁶⁾ 生命的感情の低下」としての抑鬱が未来への志向を失わせると、その後には生ずる「空虚」(71) な現在を充たすものとして「かすかすの思い出」が「湧出」してくるのである。確かに彼の想起する「過去の追憶」は「暗い抑うつ的枠づけ」を持っていないし、それどころかそこには「喜び」すら含まれている。この事実は一見するところでは、先の鬱病期の「追憶」の一般的記述に外れ彼の気分基調を「暗い抑うつ」とする判断の修正を迫るものであるかに見える。しかしその必要はないように思われる。何故なら、重度の抑鬱において想起される「追憶」が「すべて」暗い色調に染め抜かれているとしても、その一歩手前においては抑鬱の暗々たる厚い雲もなお一条の光が地表に射し入るのを許すことがあろうからである。この僥倖としての一筋の光に照し出された一点の明るい「追憶」こそ鬱病者が自らを救い出すように鼓舞する最後の希望の星なのである。実際、暗い現在に対比して明るかった過去を想起する実在の鬱病者の症例を見出すことができる。⁽²⁴⁷⁾ 強度の抑鬱状態にあってこの患者は「私の心は絶望で一杯だ。いつかはふたたび生活の喜びを味わうことができるのだろうか。太陽は輝いているのに私の心は空虚だ」と言⁽²⁴⁸⁾い、自分の生涯で「もっとも幸福で無邪気だった時期」をなお「記憶の中」⁽²⁴⁹⁾に

留めていた。確かに、「自己非難」や「自殺発作」⁽²⁵⁰⁾の伴う更に重度の抑鬱状態へと落ち込むためには、現在の「歓び」は勿論未来に一縷の望みを繋がる明るい「追憶」も「すべて」、少なくとも意識の領野からは排除されなければならないだろう。例えばこの患者が言うようなことが、「悪魔が私のそばについて、すべてのものに対する喜びを台無しにしてしまう」⁽²⁵¹⁾というようなことが起らなければならないであろう。ムルソオの抑鬱状態は未だここまではいっていない。だが、彼の想起する過去の「歓び」も彼の「生命感情の低下」を食い止める力はなく、むしろそれとの対照において現在を「色の褪せた水に似たもの」に見させ、彼の現在の現実からの逃走を正当化する役割を果たしていることに注意すべきであろう。「ここでしている無益なことすべて」と言うからには、現在の現実を非現実化する「過去の追憶」も又「すべて」の中に含まれている筈である。だからこそ彼は最後には「ただひとつ〔……〕自分の独房にもどって眠ることだけ」を望んだのである。次第に抑鬱の深みに嵌まり込んでいく人間にとって、現実のすべてが「無益なこと」と映ずるときに覚える「眩暈」や「咽喉につきあげて」くる衝迫の果てにある精神錯乱に陥ることから自らを救う「ただひとつ」の方法は「眠ることだけ」なのであろう。

さて、最後に死刑囚ムルソオの時間体験を問わなければならない。死刑囚の拘禁状況は無期囚とは勿論重罪被告のそれとも根本的に異なるところがある。「彼ら〔死刑囚〕の人生は二十四時間ないし四十八時間に制限され、彼らはその最後を、ジャンネによれば現在と強い感情的関係を持っていると言われる『近い未来』に予期せざるを得なくなる。〔……〕要するに彼らは、毎朝の死への辛い期待と、長い拘禁期間中におけるこの期待の反復という、二重の困難の前に立たされているのだ。」⁽²⁵²⁾ここに述べられているのは日本の死刑囚の拘禁状況であるが、「彼ら〔死刑執行人〕がやって来るのは夜明けだ」(158)と言っているから死刑囚ムルソオもほぼ同様の状況に置かれたと見てよいであろう。このような状況下における死刑囚の拘禁反応は「いわば重罪被告のその継続発展」であるが、後者との相違を示す特徴として反応性躁状態が挙げられる。これは

「おそらく死刑囚のみに特有なものであって、〔……〕病者は騒々しく、多弁で、歌い、笑い、冗談をとぼし、全く抑制を欠いて興奮し続ける。〔……〕死刑囚には一般に一種の多幸の気分が支配的であって、うつ状態よりもむしろ優勢な傾向であるともいえる。⁽²⁵³⁾」又、死刑囚の「独特な時間体験」⁽²⁵⁴⁾を特徴付けるものは「現在の空虚、そして未来における閉所恐怖」であり、これが死刑囚における「典型的（あるいはもっとも極端な形であられる）時間の変容なのである。」「未来における閉所恐怖」とは「時間における閉所恐怖」とも言われ、「時間がない、やるべきことがたくさんありすぎる。忙しすぎて動きがとれないという恐怖」⁽²⁵⁵⁾である。「現在の空虚」の概念については既に説明済みである。

この「現在の空虚」と「未来における閉所恐怖」という二つの要素が相俟つところに生ずる時間体験は、例えば実在の死刑囚自身によって次のように説明されている。「死刑の執行が間近いと思うと毎日毎日がとても貴重なのです。一日、一日と短い人生が過ぎていくのが早すぎるように思えます。〔……〕もういくらも時間が残っていない。だから急がなければならない。それにしても社会にいるとき、なぜ時間をもっと大事にしてかからなかったのかと、くやまれてなりません。〔……〕過ぎ去った年月は早かった。一年が一日よりも短いくらいだ。それでいて、いまというときはなにか不思議です。いまこうやって先生〔小木〕と話していても、私は死人の世界にいます。だからすべてが現実的でなく夢のように過ぎてしまいます。」この一節にすぐ続けて付されている「この時間体験の特徴はなによりも体験された時間が極度に圧縮されており、残った人生に対する態度が躁的反応以外のなにものでもありえないことを示している」⁽²⁵⁶⁾という小木の所見は、おそらく自説の「多幸的」死刑囚のイメージに禍されて事柄の一面しか見えなかったのであろうが、「それでいて」という言葉を境として死刑囚の気分が著しく変化していることを見逃すものである。「それでいて」以下の後半部の気分は「死人の世界」という表現が用いられているところに端的に窺われるように抑鬱気分以外のなにものでもありえな

い。そして又、翻って前半部に目をやれば、確かに焦躁感が濃厚に認められるが、過去が「くやまれてなりません」という言葉からすると、それが「躁的」に見えるとしても見掛けのことにすぎず、そうした外見に隠されて見えない鬱が死刑囚の気分の本体であり、それが彼を焦躁に駆っているのだと考えることができるのではあるまいか。つまり、死刑囚において「支配的」に見える「多幸的気分」は顕在的な前景あるいは図にすぎないのであって、これを支えるものは、真に「優勢な傾向」は潜在的な後景あるいは地としての鬱であるということなのだ。この死刑囚の心理の図としての躁と地としての鬱という両極的構造は(257)小木の議論そのものの再検討と小木が自説の論拠として提出している死刑囚達の証言を仔細に吟味することによって論証可能なことであるが、その作業は別稿に譲るとして、ここではこの項の主意である虚構の死刑囚ムルソオの時間体験の理解に資する限りにおいて、以下簡単に小木説批判を試みておこう。

「現在の空虚」と「時間における閉所恐怖」との間には一見するところ矛盾があるように思われる。というのも、「毎日がとても貴重」なので「時間をもっと大事に」扱うとすれば「現在の空虚」は生じないのではないかと思われるからである。死刑囚の時間体験の特徴として両者がどうして並び立ちうるのか、両者はどのように関連付けられるのか、この点について小木は何も説明していない。

上に挙げた死刑囚の証言が引証されているのは別の著書の中で、小木はやはり同じ証言の前半部を紹介した後これを次のように敷衍している。「多くの死刑囚は、短歌、俳句、執筆、読書、おしゃべりと忙しく日々をすごしている。ぼんやりとして無為に日を送る者はわずかである。彼らは、残りすくない人生を、大急ぎで有効に使おうと精出しているかのようである。躁状態にあって溢れるような連想と多弁で動きまわる者は、言わば『濃縮された時間』を生きているのだ。それは生のエネルギーがごく短い時間に（むろん空間のうえでもごく狭い空間に）圧縮されている状態である。(258)」先に無期囚の時間体験の特

徴とされた「うすめられた時間」との対照の妙から死刑囚の時間体験の特徴を「濃縮された時間」としたのであるが、これは誤解を招きやすい表現である。何故なら、それは生の内容の濃さ、充実を連想させるが、表面上の活発さは必ずしも生の内容の充溢を意味するものではないからである。小木自身も同じ死刑囚についてその「軽薄な態度」を指摘し、その躁的気分を「軽佻な態度や多幸的気分⁽²⁵⁹⁾」と評している。だとすれば、躁的活動性は真の意味で時間を「大事に」することとは必ずしも一致しないのであって、むしろ「現在の空虚」をこそしばしばもたらすものではないであろうか。実際小木が死刑囚の時間体験に与えている一つの総括はこのような推測の確かさを証してくれるものである。「死刑囚は、ノイローゼになることによって死を忘れるのである。そこにある濃縮された時間のなかで、彼は、陽気さと病的な気ばらし——多忙と多産と運動過剰——をつくりだす。躁状態になることによって、つまり毎日を動きの多い生活で充たすことによって、やっとな彼は死刑よりのがれるのだ。気ばらしは彼らにあっては拘禁ノイローゼそのものなのだ。」⁽²⁶⁰⁾ ここでは、死刑囚の躁的活動性は「病的な気ばらし」にすぎないと明言されている。更に死刑囚の「気ばらし」は「拘禁ノイローゼそのもの」であるとも言われている。ということは、死刑囚の躁的活動性なるものは、「いくらも時間が残っていない」という自己の置かれている現実の状況の客観的認識に発する「現在の空虚」への「恐れ」⁽²⁶¹⁾から、現在の充実を志向するところから生ずるかに見えながら、その実「現在を現実に生きることよりも、むしろ現在そのものからのがれる」⁽²⁶²⁾ことを目差すという彼の根本的な心的態度に由来するのであり、躁的「防衛現象」⁽²⁶³⁾なのであるということだ。死刑囚における「現在の空虚」と「時間における閉所恐怖」の相関性は今や明らかであろう。「残りすくない人生を、大急ぎで有効に使おうと精出しているかのよう」な外見の奥底には「現在の空虚」を「好んで選」⁽²⁶⁴⁾ぶという根本的自閉があるのである。そのように考えて初めて先の死刑囚の証言の後半部は了解可能なものとなる。「すべてが現実的でなく夢のように過ぎてしま」うという印象を彼が持つのも、彼が初めから、現実を

回避する態度を根本的に択っているからなのである。

さて、第Ⅱ部最終章の死刑囚ムルソオに目を転じよう。死刑判決が下ってからどれだけの月日経っているのか。公判が始まったときは既に「夏」で、「延期は六月一杯で終ることになっていた。」(117)そしてムルソオが司祭の四度目でおそらく最後の面会を受けることになるのが「夏の夕方」(161)である。勿論最終章の中でも、冒頭でムルソオが「三度目には、僕は刑務所付司祭の面会を拒否した」(152)と言ってから中程で「僕がまたもう一度司祭の訪問を拒絶したのは、こういう時間のことだった」(161)と言うまでにはどれだけとは分らぬ時が経過しているわけであるが、「三度目」の面会を断われた司祭が四度目の「訪問」を試みるまでにそれほど日数が経ったとは思われない。そして最終章終結部のムルソオの「解放」はこの司祭の最後の「訪問」のあった日の夜起きたことである。とすると、最終章全体は或る「夏」の二、三カ月の間の出来事を描いたものであるということになる。この「夏」と公判のあった「夏」とはおそらく同じ年の夏である。というのも、ムルソオは司祭の最後の訪問を受ける日までは死刑が執行される「明け方」とともに未だ「上訴」(158)のことを考えているからである。結局最終章は死刑判決を受けてから数カ月以内のムルソオの心境を描いたものと言うことができよう。

小木は「拘禁初期や、判決の直後にあらわれることが多い」という「反応性抑うつ状態」あるいは「悲哀気分」⁽²⁶⁵⁾を指摘している。又一審で死刑判決、二審で控訴棄却の判決を受けた或る死刑囚の感慨を、「裁判なんか馬鹿馬鹿しいと思っていた」が、控訴棄却となった瞬間「今まで平気でひとごとみたいに思っていたのが、自分のことになったという気持」⁽²⁶⁶⁾、「取り返しをつかいないことをした気持」を伝えている。既述のようにムルソオが死刑判決後の「独房」(152)で示す著しく内省的な態度は深い抑鬱気分を背景としている。それは彼が司祭の面会を「拒否」することに始まり「彼らはもう僕と何の関係もない」(162)と心の中で全ての人々との係わりを断つに至る鬱的自閉とも言える心理状態に如実に窺われることである。しかしこの抑鬱状態は、先に予審期間中及び公判

中の彼に一貫して認められた抑鬱状態の延長上において了解可能であるから、特に死刑判決後の「気分(267)の異常なおちこみ」と解する必要はないであろう。又彼が「取り返しのつかないことをしたという気持」を表わしていないことも彼の抑鬱状態が判決直後に陥るとされている「反応性」のものでないことを示していよう。これまでに推定された彼の潜在的な自己処罰欲求や死の願望からしても死刑判決そのものが彼の「悲哀気分」の引き金になったとは考え難いことである。ただ無意識裡に願望することとその実現を現に眼の前にすることは別のことである。だから彼も死を目前にして「ごく当然」の「恐怖」(164)を抱くであろう。又想像裡に想い描いていた状況と現実のそれは必ずしも一致しない。だから彼も判決前は裁判など「馬鹿馬鹿しい」と明らかに思っていたのだが、判決後は「どうして僕は知らなかったのだろう。死刑執行ぐらい重大なものではなく、結局のところ、これが人間にとって真に興味のある唯一の事なのを！」(155)と言って、目が覚めたような思いをその口吻に示すのである。

死刑囚ムルソオの時間体験は通常の死刑囚のそれに一致しているであろうか。彼の基本的態度は内省であって「多忙と多産と運動過剰」という躁的活動性は認められないようである。だが既に指摘したように、外見は本質的なものではない。要は彼の時間意識に死刑囚特有のものが見出せるかどうかである。と考えて調べると、予審期間中のムルソオは「問題のすべては〔……〕時を殺すことであった」(112)と言っていたのに、死刑判決後は「時間が足りない」(164)、「もう時が少ししかのこっていない〔……〕それを神のことなどで無駄にしたくなかった」(168)と司祭に繰り返して言っていることに気付く。これは先に引いた実在の死刑囚の「もういくらも時間が残っていない。だから急がねばならない」という時間意識と同一のものである。だがムルソオには「軽佻な態度や多幸の気分」は認められない。

ここで注目されるのは小木が死刑囚の反応性躁状態の特徴を抑制が利かないこととその変り易さにあるとしていることである。つまり囚人は「まったく抑

制を欠いて興奮しつづける」が、又「この反応性躁状態において特異なことは、この状態が外界の影響をうけて変りやす⁽²⁶⁸⁾」いことなのである。ムルソオのひたすらな内省的態度には、それがたとえ「濃縮された時間」意識に駆り立てられた活動性が内向したものであるとしても、躁状態における思考の特徴である抑制が利かないあるいは支離滅裂な観念奔逸は認められない。彼の「省察」の筋道は、既述のようにその前提に誤りがあるとは言え、余りにもと言える程首尾一貫したものである。又「抑制を欠く」ということは自己を統御する力がないということだから当然「外界の影響をうけて変りやす」ということにもなるのであるが、この自己を統御する力をこれまた執拗にもと言える程彼は保持し続ける。彼は「不意打ちを食うのは、いつも好まなかった。なにかが僕の身におこるとき、その用意をしていたかった」(158-159) と言う程に意識的であり、「この〈だから〉が論理において持つすべての意味を見失わないことだ」(160) と言う程に理性的且つ意志的なのである。確かに「人はいつも理性的ではいられない」(155) から、彼も「万が一」の「可能性」や「仮定」(155) で誘う「想像力」(158) に引きずられて、「毒々しい歓喜」(155) や「狂気じみた歓喜」(161) に思わず身を任せてしまうことはある。しかしその「一瞬間の後」にはすぐと「それは理性的 (raisonnable) ではない。こういう仮定に身をまかせるのは間違いだった」(155) と反省するのである。

又、ムルソオがもはや「追憶」に耽ろうとはしないことも注目してよいことである。彼はもう予審期間中におけるように意志的記憶の力で「事物」の「完全な枚挙」(113) を企て「時を殺」そうとはしないし、又公判中におけるように無意志的記憶によって喚起された「追憶」の現実性を以て現在の現実を非現実化しようともしない。確かに彼はなお「ある人殺しの処刑を見に行った」(155) 父のことを、「新聞に出た」断頭台の「写真」(157) のことを、「ママがよく、人間は決して何から何まで不幸になることはないと言った」(159) ことを思い出す。だがこれらの「思い出」(162) が思い起こされたのはいずれも死刑囚という現在の現実をよりよく認識しそれによりよく対応するためなのであ

って、「死よりのがれる」ためにでも「現在そのものからのがれる」ためにでもないのである。

それでは、死刑判決はムルソオに「現在の現実を生きること」を余儀無くさせたが、通常の死刑囚とは異なって彼の場合にはそのことによって却って精神状態は好転したのであり、ただ内省的傾向が強まっただけなのだとと言えるのであろうか。彼が予審中から一貫して保ってきた自己抑制の利いた消極的な構えを処刑台に立つまで崩さなければそうも言えるかもしれない。しかし最後には彼はそのような構えを振り棄てて司祭に「大きな怒り」(171)をぶつけるに至る。それは「司祭を」彼「の手からひきはなし、看守たち」が彼「を脅か」(170)さなければならぬ程のものであって、それによって彼はそれまでの「順応」型の模範囚というイメージを破って「看守」との「トラブル」を辞さない「攻撃」型の囚人に一挙に変貌するのである。とすれば、判決後の彼の態度の「平静」(161)さはむしろ表面的なものであって、何事か決定的な出来事の出来を待つ嵐の前の静けさにすぎず、実の所は極めて不安定な内容を潜めたものなのであると言ったほうがよいようである。「時間が足りない」と彼は司祭に言うが、それが「明け方」と「上訴」について「考え耽る」ための時間のことであれば、司祭との面会以前にこれら「二つのこと」(158)は一通り決着がついているのだから、彼は具体的に何をやるから時間が足りないと言っているわけではないのだ。なお「何が本当に自分に興味があるかについては確信がもてない」でいる事態に決着をつけるべき何事かを待って「時間が足りない」と言っているのである。

以上のような死刑囚ムルソオの、一方にあくまでも「平静」な態度があり他方に一見それと矛盾して見える「大きな怒り」の激越な表出があるという両極的な精神状態は、鬱の深化という観点に立つことによって初めて了解可能となるように思われる。先に彼の内省的態度の背景には深い抑鬱気分が想定されると言っておいたが、この抑鬱気分を症状的に確認しうるであろうか。重症の鬱病においては「希望喪失と無価値感が生じ」、「自罰傾向はますます明らかとな

り]、「自殺が計画され」、「感情的な孤立感は著明となり」、「不眠は耐えがたくなり」、「疲労は極限に達し」、「あらゆる行動が遅滞し中断し」、「茫然と坐りこんだり」、逆に「あるいは何か興奮刺激があると焦燥感が突発してせわしく身体を動かしたり」して「一見多動」な場合もあると言われている。ここに列挙されている鬱病の症状のうち「不眠」から後のものは外側から観察可能であり又臨床においては診断上重視さるべき外面的な特徴であろうが、ムルソオの場合には、「日中に少し眠るだけにし」(159) たという意図的な不眠のことを除けば、読者はそれらの症状の有無を判断する資料を持っていない。というのも、語り手ムルソオの関心は専ら語られる人としての死刑囚ムルソオの内面に限定されているからである。従って「不眠」以上の外面的な症状については問うことはできないのである。だがそれより前に並べられている鬱病の内面的症状即ち気分や物の考え方の特異な傾向は、前節で縷々述べておいた通り、ムルソオにも明らかに認められる。その点をここで簡単に再説すれば、「人生は生きる労をとるに値しないことは誰でも知っている。根本において、三十歳でも七十歳でも死ぬのに大して変りはない」(160) という彼の言葉には「希望喪失と無価値感」が窺える。それが徹底すると、「すべて」が「等し並み」(169) と見え、「人々の選ぶ生活、選択する運命などが何だろう」(170) と思われることになる。又、彼が自らに死を受容させるために編み出した論理の詭弁性に盲目であったのは、潜在的な死の願望の故であり無意識的な自己処罰の欲求の故なのである。更に、「彼らはもう僕と何の関係もない」(162) と言うところに「感情的な孤独感は著明」に現われていると言えよう。それでは以上の症状の他に、鬱病の特徴的の症状の一つとされている罪責妄想は重罪被告並びに死刑囚としてのムルソオに認められるであろうか。

iii <メランコリーの罪責意識> ——ムルソオの罪責意識は、既述のように、前メランコリー状況における<返済可能な負い目の意識>に終始しているかに見える。彼は物語の終結部において「僕は正しかったし、いまでも正しく、いつでも正しいのだ」(169) と断言して憚らない。だが、『予備的考察』で指

摘しておいたように、語り手ムルソオは語られるムルソオのすべての「真実」(169)を語っているわけではないし、語り手の「再提示」つまり語られるムルソオの人生の語り手による総括は正確であるとは必ずしも言えない。それに、先述のように、〈返済可能な負い目の意識〉とメランコリー状況における〈返済不可能な負い目の意識〉は相関的であって、表と裏あるいは図と地の関係にある。そして前項までに推定されたところでは、第Ⅰ部では概ねのところ軽鬱と言えたムルソオの気分は第Ⅱ部において次第に深刻な鬱へと落ち込んでいく。以上三点を考慮すると、彼の「僕はいつも正しい」という気負いに充ちた判断には疑問符を付けざるを得なくなるのであって、それは彼の意識の水準の判断なのではないかと考えられるのである。図としての〈返済可能な負い目の意識〉のみが可視的でありそれが余りにも際立って見えるということは、地として必ずその存在が想定される〈返済不可能な負い目の意識〉がそれだけ徹底して意識から排除されている結果であるとも考えられるわけであるから、主人公＝語り手にも読者にも不可視のものとなっているムルソオの無意識の水準における罪責感の有無とその在り所が問われなければならないであろう。

意識からその痕跡を留めぬほどに拭い去られたものは二度とどこにも可視的な姿をとって現われることはないのだろうか。抑圧された願望が神経症的症状や夢の中に歪曲を蒙りつつも姿を現わさずには已まないように、抑圧された罪責感、内界においては既述のように潜在的な自己処罰欲求として犯罪に人を駆り立て詭弁的な死の論理を甘受させる一方、外界においては他人が「告発」(170)してくるという、自分は冤罪を被ってこれを甘受するという形をとって現われてくるのではあるまいか。つまり、被告(自我)あるいは弁護側の「無罪」(134)という「主張」(146)にも拘らず検事(超自我)は「絶対的な神聖な命令」(145)の名において「有罪を告発し、情状酌量〔言訳〕を認めない」(139)という、そして被告は検事の告発する「罪状」(101)のうちに暗黙のうちに自らの「真実」(169)を認めているが故に弁護士よりも検事の方の肩を持つかのような素振りを示したり少なくとも検事に積極的な反論を試みるような

ことは一切ないという構図を、法廷の審理経過のうちに見てとることができるのではないだろうか。被告席に立ったムルソオに注がれる「灰色の上着をきた新聞記者と自動人形のような婦人との注視」(149)の存在は、彼を裁く法廷を彼の超自我の法廷とする見方がまったく根拠の無いものではないことを証すものである。周知の如く、フロイトは「監視」を良心の機能の一つとしたのであった。

勿論「告発」は現実のことであって、ムルソオの妄想であるというわけではない。ただ、公判の経過は主人公＝語り手ムルソオによって伝えられているわけなのだが、彼自ら「僕はもう検事の言うことに耳を傾けていなかった」(142)とか「弁護士の弁論は決して終ることがないように僕には思われた。しかし、ある瞬間、僕は耳を傾けた」(146)と言っているように、すべての事実を彼が報告しているわけではないし、又「論議を公平に導くため」に左右の資料を過不足なく「客観的に」(123)呈示するという配慮を彼が尽しているという保証はどこにもないのである。実際は、「人々の関心をひくことに覚える興味はなが続きしないのをみとめざるを得なかった。たとえば検事の弁論に僕はすぐあきてしまった。僕の興味をそそったのは、たんに断片、身振り、または全体から切りはなされた名文句の羅列だけだった」(140)とか、「彼〔検事〕の考えの根本は、僕の理解が誤っていなければ」(140)と言っているように、審理の経過は主人公＝語り手の「興味」と「理解」のフィルターを通してのみ、そして部分的且つ時として「根本〔要約〕」(Le fond)的に呈示されているのである。とするならば、語りの上に現われている検事の「弁論」(140)なるものはその元の「全体からきりはなされ」て主人公＝語り手の無意識的な「動機」(146)や「関心」(118)によって再編成されている可能性があるだろう。そして検事の「弁論」はムルソオの無意識の力という磁気作用を可視的にする磁力線のようなものだとすると、検事の「告発」の論理にはムルソオの無意識的な罪責感に感応させるような、彼の抑圧されている〈返済不可能な負い目の意識〉の罪の構造と相同的な、「罪状」(101)の構造が見出せることになろう。既述のように〈返

「不可能な負い目の意識」の特徴は、「罪の凝集」、「微小過失」、「罪の許し」の可能性にあった。これら三つの要素がムルソオを告発する者の論理のうちに内在し、それに偏向をもたらししていることが確認されうるのであろうか。

ムルソオは「殺人の罪を問われ」(170)、「死刑を求刑」(145)された。しかし殺人犯は必ずしも死刑を求刑されるわけではない。検事はムルソオに対しては「情状を酌量する」(142) 余地を認めずその「首を要求」したのである。それも「心も軽く」である。というのも、通常は検事にとっても「苦しい」ものである死刑を求刑するという「義務」もこの場合に限っては「ただ怪物的なものしか読みとれない男の前で私の感ずる嫌悪によって、償われ、均衡をあたえられ」(145) ているからなのである。

検事がその「嫌悪」を向ける「怪物的なもの」とはムルソオの「無感覚 (insensibilité)」のことである。この「無感覚に対して感ずる恐怖」は「父殺し」の「犯罪が彼にあたえる恐怖より」も「むしろまさるくらいだ」(144) と検事は言う。「無感覚」ということを検事は「魂など持っていないのだ、人間的な何物も、人間の心を守る道徳的原則も何ひとつとして、受けつけないのだ」(143) と説明している。検事によればこのような「無感覚」はそれ自体「人間社会」(144) にとって見過ごし難い脅威である。「この法廷にかんする限り、寛容というまったく消極的な美徳は、より困難な、しかしより高い正義の美徳に変じなければなりません。とくに、この男に見出だされるような心情の空虚 (vide du cœur) が、社会を滅亡させかねぬ深淵になっている時代には。」(143) 結局検事は「無感覚」あるいは「心情の空虚」の廉でムルソオに死刑を求刑したのだと言えよう。

それでは検事はムルソオのこの「無感覚」をどのように「立証 (démontrer)」したのであろうか。検事の提出した「証拠 (preuve)」(140) は三つある。第一には、ムルソオの「ママに対する態度」(143) に観察された「薄情 (insensibilité)」(93)、第二には、「犯罪を予謀」(140) し「充分自分の所業を意識しながら殺人を犯」(141) したことが、第三には、「悔恨の情さえ示したことが」(142) ないこ

とである。

第一の「薄情」については、養老院の関係者の証言を検事は得ることができた。院長はムルソオが「ママに直面したくないと言った、一度も泣かなかった。葬式のあとで、墓の傍で瞑想にふけらず、すぐと帰ってしまった」と、葬儀屋の店員の話によるとムルソオは「ママの齢を知らなかった」(127)と証言する。証人門番はムルソオが「ママの顔を見ようとせず、煙草を喫い、眠り、ミルク・コーヒーを飲んだ」(128)と述べる。更に検事は証人ペレにムルソオ「が泣くのを見たか」とたずね(130)る。この最後の点については確証を得ることはできなかったが、院長と門番の証言だけでも検事には「薄情」を「立証」するには「これで充分」(127)と思われたのである。というのも検事の考えでは、「他人ならコーヒーをすすめてもよいが、息子たるものは、彼に生命をあたえてくれた母親の死体の前で拒絶すべきだった」(129)からである。「薄情」は又「ママの死んだ翌日」のムルソオの行動においても確認される。証人「マリーは話したがらなかったが、検事の執拗さにまけて」ムルソオが「彼女を知った日の要約を述べ」(133)た。この「要約」は検事によって「母の死の翌日、この男は海水浴をし、ふしだらな恋愛関係をむすび、喜劇映画を見に行き笑った」(133-134)と、「母の死の翌日もっとも恥ずべき遊蕩に耽った」(136)と敷衍され、これ又「これ以上何も言うことはない」(134)程「充分」にムルソオの「薄情」を証すものと検事には思われた。以上の如く「立証」された「薄情」を「心の中で母を殺した」ことに等しいと検事は極言するが、彼にはこの「考えが大胆すぎる」(144)とは思われないのである。

第二の犯行の「予謀」性と非情さについて、検事は次のように「立証」している。ムルソオは「レエモンと共謀で手紙を書いて、彼の情婦をおびきだし、彼女を《道徳的にいかがわしい》男の虐待にまかせた。」そして「警察で証人の役を果たした」がこのときのムルソオの「証言が完全な馴れあいであることが暴露された。」この「口にできないような風俗事件のけりをつけるために」(136)ムルソオは「情婦」の兄を「殺した」のである。犯行の次第は、ムルソ

オが「海岸でレエモンの敵どもを挑発した。」レエモン「が負傷した。」そこで彼はレエモン「に拳銃をよこせと言った。」彼「はそれを使うためにひとりで戻って行った。」彼「は計画通り、アラブ人を撃ち倒した。」彼「は様子を見ていた。そして、《仕事がりまくいったことを確実にするために》」彼「は更に四発の弾丸を、間をおいて、着実に、いわば熟慮しながら、撃ち込んだ。」(141)

第三の「悔恨の情」の欠如については、検事は専ら予審判事の報告に拠って「立証」しようとする。「彼〔ムルソオ〕は悔恨の情さえ示したことがありますでしょうか。いや、決して。予審の間中一度たりともこの男は自ら犯した憎むべき悪事に心を動かされた様子はなかったのです」(142)と検事は述べるに止まっている。

さて、検事の「弁論」(139)が以上三点に止まる限り、法廷の「論議」が「公平」且つ「客観的に」(123)運ばれたとすれば、ムルソオは単に殺人という「憎むべき悪事」を犯したからだけではなく、それを「計画」的且つ「着実に、いわば熟慮しながら」犯したという点で、つまり彼の犯行の非情さ、「無感覚」の故に「情状酌量」の余地なしとして「首を要求」されたということになる筈である。とすると、第一の「薄情」と第三の「悔恨の情」の欠如という二つの「無感覚」は第二の、犯行に際しての「無感覚」の傍証ということになる。そして「悔恨の情」は序でにと行っていい程簡単に言及されるだけであるし、又犯行に際しての「無感覚」の延長上にあることであるから、前者を後者に組み入れると、第一の「薄情」のみが傍証として残ることになる。結局検事によって主に論ぜられるべきはムルソオの犯罪の予謀性と非情さであり、その傍証としてのムルソオの「ママに対する態度」は付随的に論及されて然るべきものであるのだ。ところが実際には、第一と第二の「無感覚」という「この二つの事実の系列の間には、深い、深刻で、本質的な関係がある」(137)と判断した検事は、「僕〔ムルソオ〕の犯罪について述べたのよりずっと長く、余り長いので、しまいに僕はその日の午前の暑さしか感じなくなった」程にムルソオ

の「ママに対する態度を論じた。」(143-144) 弁護士ならずとも、傍聴席にいる読者も「一体全体、彼が告発されたのは、母親を葬ったからですか、それとも人を殺したからですか」と「叫」(136) びたくなる程、検事による「二つの事実の系列」の扱いには本末転倒が見受けられるのである。

成程検事は彼が主要に論ずべきムルソオの犯罪の「予謀」性と冷酷さの問題を忘れたわけではなく、「立証しようと試み」(140) てはいる。だがこの「試み」は成功しているであろうか。語り手は、検事の「解釈」は「明快 (clarté)」で「さもありなんと思われる (plausible)」(141) ものだったと言っているが、本当にそうだろうか。レエモン「共犯者であり、友人であった」(136) ムルソオが「レエモンと共謀で手紙を書いて、彼の情婦を誘き出し、彼女を《道德的にいかがわしい》男の虐待に委せた」後、「完全な馴れあい」の上で「警察で証人の役を果たした」という検事の「事実経過の解釈」は、観点次第では成り立ち得るからこゝまでは「なかなか明快だ」(141) と言ってもよい。しかし問題はその後「事実経過」とそれに対する検事の「解釈」である。

検事はムルソオが「計画通り、アラブ人を撃ち倒した」と述べているが、検事が「迎って」みせた「事件の経緯」(141) では、そのどこにこの「計画」が位置するのか一向明らかではない。「それ〔拳銃〕を使うために独りで戻って行った」とときには当然「計画」は既に立てられていなければならないわけであるが、しかしこの既にどこまで遡ることができるのか。検事の語る「事件の経緯」に拠る限りでは、「拳銃をよこせと言った」ときに既に「計画」が成っていたとも考えられようし、あるいは更に、レエモンが「負傷した」ときに、「挑発した」ときに、そして「敵ども」に「海岸で」遭遇する以前にすら遡って考えることもできよう。検事自身はあいまいなままに放置しているこれらの可能性についてそれぞれ検討してみよう。

妹を虐待されて「憎んでいた」レエモンに報復するために「海岸にいた」兄のアラブ人とムルソオが鉢合わせしたのは、ムルソオの方から言えばまったくの「偶然の結果」であった。ただ「犠牲者」(135) の方は警察でレエモンに有

利な「証言」をしたムルソオをレエモンの「仲間」と看做して「憎んでいた」であろうし、ムルソオの方も「海岸」ではもはや自分が「局外者」(120)の立場にないことを悟ったことであろう。そこで「風俗事件のけりをつけるために」ムルソオは「レエモンの敵どもを挑発した」ということになる。もし「予謀」ということが言いうるとすればこの「海岸」で「敵」同士が遭遇した時点からであるだろう。仮りにムルソオが「けりをつける」ために以前から「殺す意図」を持っていたとしても、「犠牲者」が同じ「海岸」に来ることは彼にも予測できなかったことだからである。だがムルソオが「海岸」ではっきり殺意を固め「計画」的に「敵どもを挑発」したのだとしても、肝腎の「挑発」の事実の有無が先ず「立証」されて然るべきであろう。それにムルソオと一緒にいたレエモンとマソンも「敵どもを挑発」しえたわけであるのに、検事が「挑発」の責めを「僕〔ムルソオ〕」(140) ひとりに帰していることも問題である。実際には、初めに「挑発」をした者があったとすればそれは「被害者」にムルソオの「よく聞えなかった」何かを「言った」(80) レエモン以外にはなかったのである。ところが、この「挑発」の有無とその行為の実態を明らかにする努力を検事はまったく示していないのである。彼は「被害者」の仲間のアラブ人達を証人として喚問することは疎か彼等の証言を引くこともしていないし、予審段階で彼等に対してなんらかの「調査」(93) がなされたかどうかすら明らかにしていない。又この問題で証人レエモンとマソンに証言を求めることもまったくないし、被告ムルソオの確認を求めてもないのである。結局「挑発」の事実そのものが検事の臆測に留まることになるわけだから、況や「挑発」の時点で既に「計画」が立っていたかどうかは問題にすらならないことになる。

仮りに「挑発」が事実あったとしたらどうなるか。ムルソオはこの「挑発」によって「被害者」に対する「敵」意を明瞭にしたことになるし、「被害者」の方は先の警察での「証言」と併せてムルソオを一段と「憎む理由」(135) を持ったことになるだろう。そこで、検事の「事実」の「要約」(140) によれば、「レエモンが負傷した。」次いでムルソオ「は彼に拳銃をよこせと言っ

た。」この二つの「事実」は「事件の経緯」の順に従って並べられているだけで、両者を因果的に関連付けるようなどんな説明の言葉も間に挟まれているわけではない。しかし、この二つの「事実」だけを見れば、一見したところ「全体から切り離され」た「断片」(140) 的事実が「客観的に」(123) 羅列されているにすぎないかに見えるが、検事の「考えの根本」(140) 即ち「全体」はムルソオの犯罪の「予謀」性にあるのだから、この背景としての「全体」の中に布置されると、二つの「事実」は当然、「負傷」した「仲間」に代ってムルソオが「けりをつける」ためにはっきりと「殺す意図」を持って「拳銃をよこせと言った」というように繋げられる以外にはないだろう。だからこのような「解釈」によって、二つの「事実」を結び付けることは、次に続く「事実」即ちムルソオが「それ〔拳銃〕を使うためにひとりで戻って行った」にもうまく繋がるように見えるので、「計画」の時点は「負傷」と「よこせ」の間に確定され、検事の「予謀」説は成立したと言ってよいように思われよう。しかし、この「解釈」には重大な欠陥がある。それはまず、「事実」に反している。ムルソオは「けりをつける」ためではなく、「ひとりで逆上して撃つ」真のあったレエモンに「あいつとは男と男〔素手〕で行け」(83-84) と言って銃を取り上げたなり返すのを忘れていたのである。次に、この「解釈」は重要な「事実」を「事件の経緯」から「抜け落」(148) とさせることによって、初めて可能となったものなのである。ムルソオは予審判事に犯行のあった「一日」を即ち「レエモン、海浜、海水浴、喧嘩、再び海浜、小さな泉、太陽、ピストルの五発」を繰り返し「再現 (retracer)」してやった筈である。「再び海浜」というのは、ムルソオがレエモンを制止した、二度目のアラブ人達との対決のときのことを言っているのか、ムルソオが最後に「独りで戻って行った」ときの「海浜」のことなのかここだけではあいまいであるが、これを聞いた判事がムルソオ「の自白の中で曖昧なのはただ次の一点、即ち、ピストルの二発目を撃つのに間をおいたという事実、だけにすぎない。あとは大変結構なのだ」(99) と言っていたとすると、判事がムルソオの「殺す意図」を発見できなかった「再

び」の「海浜」とは二度目のアラブ人達との対決の場面ということになる。検事の伝える「事件の経緯」はこの予審判事の報告に基づいてなされているわけであるから、検事はムルソオがレエモンに「拳銃をよこせと言った」ときの状況説明を故意に怠っている、あるいは、丁度「葬式のこと」が弁護士との最終「弁論から抜け落ちていると感じられた」（148）ように、「再び海浜」の場そのものが検事の「迎って」みせた「事件の経緯」「から抜け落ちている」とさえ言えることになる。何故か。ムルソオは、このアラブ人との二回目の対決の場面で「撃つことも撃たないこともできる。どっちでも同じことだと思った」（84）ことを結局予審判事には「供述」（101）しなかったのであろう。もし話していたら、検事は犯行の「無感覚」ぶりを証す「絶好の材料」として何よりも先ずそれを「論告」（93）に用いたことであろうから。とすると、予審判事の報告に残るのは、「逆上」しかねないレエモンを制止して「ピストルを俺によこして、あいつとは男と男で行け」と言って「ピストル」を取り上げた「事実」だけということになる。この「公正の精神」（123）の存在を法廷で明かしたならば、それは「人間的な何物も、人間の心を守る道徳的原則も何ひとつとして」被告「が受けつけないのだ」（143）という検事の「論告」にとって甚だ不都合な「材料」となったことであろう。それ故検事は彼の「要約」する「事実経過」から、ムルソオが拳銃を「よこせと言」うに至る経緯の説明を省いたのである。

検事が「事実経過」からムルソオ及びレエモンとアラブ人達との第二回目の対決の場を省略したのは、犯行の「予謀」性を「立証」とするというもう一つの狙いがあったからでもある。「予謀」性、つまり「殺す意図」という「動機」とそれが「導」く殺人という未来の「行為」とがムルソオの脳裏において具体的にはっきりと結び付いたことが主張されうる時点は、検事の語る「事件の経緯」に従っても、レエモンの「負傷」以降のことでなければなるまい。兇器は「拳銃」であったが、ムルソオがそれを手にしえたのはレエモンの「負傷」の後であり、後者の「負傷」という「偶然」（125）がなければ後者に代って「け

りをつけようとは思わなかったろうし、又後者も「負傷」がなければ、何の「意図」で「よこせ」と言っているのか当然想像しうる拳銃を渡して「俺の野郎は俺が引受ける」と言っていた自分の「相手」(80)を「仲間」に「殺」(83)らせるとは考え難いからである。こうして「予謀」が「負傷」以後に位置するとなると、検事の伝えるような「事件の経緯」では、先に述べたように「予謀」はやはり「負傷」と「よこせ」の間に置かれることになる。でなければムルソオは用もなく「よこせ」と言ったことになって、「よこせ」の時点では未だ「予謀」が成立しないことになるし、「拳銃」と「殺す意図」とも、少なくともこの時点では、結び付かなくなる。勿論理屈からすれば、「負傷」と「よこせ」の間に介在する「事実経過」と同様に検事が省略してしまった「よこせ」から「それを使うために独りで戻って行った」までの間に介在する「事実経過」を「事件の経緯」に組み入れて、ひとり「小屋」の「木の階段」の「下に立っていた」(84)間に初めて「殺す意図」をはっきりと抱き「拳銃」を兇器として「使う」ことを「思いつ」(66)いたのだとすることもできる筈である。しかし検事自身はその可能性に明らかな形では論及しなかった。というのも、先ず、そのような可能性を法廷の「論議」(123)に持ち込むことは、ここまで彼が取ってきた「戦術」(150)からして不可能だったからである。前者の「事実経過」が二回目のアラブ人達との対決の場の中程に位置するとすれば後者のそれは終局部に位置するものであるから、前者を省いた以上後者も省かざるを得なかったのである。それに又、そこまで「予謀」の時点が遅らせることは検事の「戦術」に沿うことでもなかったのである。検事が「事件の経緯を辿ってみ」せた狙いは「頭のいい」(142)被告が「充分自分の所業を意識しながら殺人を犯すに至」(141)ったことを「事実のもつまばゆい光の下」に「証明」(140)することにあつた。「階段」の「下に立っていた」間にやっと「殺す意思」を持ったとする「解釈」に立つと、「事件」に検事の厭う「偶然」(135)の要素がかなり働いていることを認めることになるし、それだけ犯行を検事には望ましからぬ「情状を酌量することができる発作的な行為」(142)に近付けることにな

ただろう。結局「計画」がなされた時点は検事の語る「事件の経緯」の範囲内では、「負傷」と「よこせ」の間であるとするしかないが、これはそれを否定する「事実」の黙殺によってのみ可能な推定であるからして、検事は「予謀」説の「立証」に失敗していると言わざるを得ない。

最後に、ムルソオがレエモンと共謀の上で「独り戻っていった」とは検事は言っていないことに注意すべきであろう。もし検事がそう考えていたらレエモンも正しく「共犯者」(136)として被告席に立たなければならなかった筈である。検事も「論議」(123)の過程ではレエモンを「共犯者」と呼ぶことはあるが、その時でもそれを裏付けその「廉で告発する」(137)という構えはまったく示していなかった。何故か。検事の述べた「事件の経緯」に拠る限り、レエモンの「共犯」は当然考えられてよいことである。「何故彼は武器を持っていた」(125)のか。それは「やくざの仲間」(49)を持つ彼の常の習慣であったかも知れないが、しかし彼を「憎んでいた」(135)「被害者」を含む「アラブ人の一団に跡を付けられ」(63)ていることを知ったときから万一に備えて身に携えることにしたのだとも十分考えられよう。そして初回の衝突で「相手」の「短刀」(81)で受けた「負傷」によって彼の方が今度は「被害者」を「憎む理由」(135)を持ち、「殺す意思」を抱いたとしても不思議はない。事実、検事によって伏せられた二回目の対決の場の「経緯」を見れば、彼は「相手」と「口を利」くこともなく又「相手」が「短刀を出」すのを待つこともなく「殺っちまおうか」(83)と言っており、殺意を持っていたことは明らかである。そして、実際には、「相手」が「岩の後へ」逃げ込んだのを見て彼の「気分は回復した」(84)のであったが、この「事実」も検事の語る「事件の経緯」の中には存在しないのであるから、「相手」への恨みと「殺す意思」は解消されずにそのまま残っていることになる。とすれば、「よこせ」と言ったムルソオに拳銃を渡すところで彼の側からの教唆の有無を問うことができようし、それがなかったとしても、彼に想定される殺意からして「よこせ」と言うムルソオの真意を解せぬままに拳銃を渡したという「弁明」(136)はまず成り立つまいか

ら、少なくとも幫助の罪は問われて然るべきであろう。ところが検事はレエモンを何の罪にも問わなかった。というのも、もし「共犯」の罪に問われたならば、レエモンはすかさず「弁明を試み」(136)て拳銃をムルソオに渡した「経緯」を明らかにし、第二回目の対決の場を伏せておくという検事の「戦術」を台無しにしたことであろう。だから犯行はあくまでムルソオの単独犯行としておこななければならなかったのである。

以上検討したように、主人公＝語り手が「要約」して伝える限りでの検事の「論告」は語り手の言うようには決して「明快」なものではなく、犯罪の「予謀」の「立証」に成功していない。仮りに「予謀」説が正しいとしても、「立証」のためには裏付けが必要である。しかし、検事は被告の「ママに対する態度」を「立証」するためには証人と証言を集めるのに労を惜しんでいないのに比べて、肝腎の犯罪の「予謀」性を裏付けるために何か「調査」をしたとか「被害者」の関係者を証人喚問したとかレエモンやマソンに証言を求めるとかした形跡はまったく認められない。残るは被告の「自白」(99)だけであるが、被告は始終「予謀」を否定しているのであるから、「予謀」説はまったく裏付けを欠いていることになる。そうしてみると、むしろ検事は「予謀」説が「事実」の強引な黙殺によってしか成り立っていないことを自らは悟っていたが故に、藪蛇になると知れている裏付けは一切試みようとしなかったのだと言えそうである。

「明快だ」とか「さもありませんと思われるものだった」といった語り手の判断にも拘らず、「予謀」説の根拠が薄弱であることを検事はおそらく知っていた。何故なら、ムルソオの犯罪が「情状を酌量することができるような発作的な行為ではない」ことを証す決め手として検事が最終的に「強調」(141-142)したのは、始めに「証明」と宣言しておいた「予謀」性ではなくして、犯行そのものに窺われる非情さ、即ちムルソオが「更に四発の弾丸を、落ち着いて、確実に、いわば熟慮しながら、撃ちこんだ」という、「充分自分の所業を意識しながら殺人を犯」(141)したという点であるからだ。だが、予審段階で

被告は「最初一発だけ撃ち、あとの四発は数秒してからだ」(97)と「供述」しただけで、「何故間を置いたのか」(97)という問いには答えていない。公判においても検事はこの点の説明を被告にただの一度でも求めたという形跡がない。従って「落ち着いて、確実に、いわば熟慮しながら」というのは検事の主観的な「解釈」に留まる。それ故、これに「客観的」な装いを施すために、この犯行時の「無感覚」は「太陽のせい」(146)などという「偶然」のもたらした「結果」(135)ではなく被告が生得的に持つ「犯罪的な魂」(140)の必然的な結果にすぎないという「心理〔学〕」的な「解釈」を傍証するために、検事は被告の母親に対する「冷淡さ (insensibilité)」(140-141)に言及し、「犯罪についてよりずっと長く」力説する必要があったということになる。

さて、ムルソオの「無感覚」を証すものとしての犯行そのものの非情さと後悔の無さとは、予審段階で被告自身の口から明らかにされたことである。予審判事との審問は終始「僕〔ムルソオ〕が前もって行なった供述の若干の部分を、正確に補足するだけに止まった」(101)とあるから、被告は「ピストルの二発目を撃つのに間を置」(99)き、「真の後悔よりむしろある困惑を覚えている」(101)と最初に供述したことを結局撤回しなかったのである。そして、「間を置いたという事実」(99)を検事は犯罪の非情さを証すものとして「強調」したのだが、被告はそれを「傾聴していた」と言うにも拘らず、彼が反応を示したのはただ検事の使った「頭がいい」(142)という表現に対してだけであった。又、被告は裁判長にも犯行は「太陽のせいだ」と答えるに留まっており、それは最初の一撃についての言い訳にはなるかもしれないが、「間を置いた」後の「四発」については「滑稽」(146)にししか聞かれない弁明であろう。弁護士はと言えば、犯行についてはただ一言「一瞬の過失」(148)と述べたにすぎない。実際この弁護士が「才能の点で劣る」(147)ことにかけては驚くべきものがあり、予審を控えたときに彼が被告に指示したことは、「すべて健康な人間は、自分の愛する者の死を多少とも希った筈だ」などとは「傍聴人にも、予審判事にも、言わない」(94)ようにということだけなのである。確かに被告

は弁護士がこの指示を守って、「ママを愛しているか」と問う予審判事に「ええ、誰しもと同じ様に」(97)と答えるに留めているのだから、もし弁護士が「間を置いた事実」や「後悔」についてもそれなりの指示を与えていたならば、被告も検事の「強調」している点にもっと注意を払ったであろうし、裁判長にも別様の答えを用意しておいたことであろう。結局弁護士は被告の「ママに対する態度」の「薄情」さを「問題の核心」と考えたのであり、それ以外のものが「論告の絶好の材料」(93)になるとは思いもつかなかったということなのである。

それでは、検事は、犯行の非情さを証すものとして呈示した「予謀」性と「間を置いた事実」と「後悔」の無さという三つの「証拠」のうち、「予謀」性は根拠に乏しいとしても、残り二つは被告の自白という最も確かな「証拠」があることから、そして公判においても弁護士の無能もあって被告側はこの二点について有効な弁明を用意していないことは明らかに見えていることから、当然定石として予想される、「間を置いた事実」と「後悔」の無さ、とりわけ前者を「問題の核心」に据えて論告求刑を結ぶという策をとったであろうか。検事は「死刑を求刑」する直前に次のように述べている。「心の中で母を殺した者は、自分に生命を与えた者に殺人の手を下した者と同様、人間社会から離反する存在である。ともかく、前者が後者の行為を準備している、いわばそれを予告し、正当化している。[……]《諸君は私の考えが大胆すぎるなどとお考えにならないでしょう、私が今この腰かけに坐っている男が、この法廷が明日裁く筈の殺人についてもまた有罪であると言ったとしても。彼はそのような見地から罰せられねばならないのです。》」(144) 「また」という言葉は確かに実際に犯された犯行を前提にしている。しかしここで被告が「また有罪」とされている「父親殺し」(144)に等置されているのはアラブ人殺害ではなく「心の中で母を殺した」ことなのである。つまり、「心の中で母を殺した者」は「本質的」(137)には母に直接「殺人の手を下した者」と変りがない、「そのような見地から罰せられねばならない」と検事は言っているのである。ムルソオが最後

に言うように、検事は、「殺人の罪で起訴」しながら、「母親の葬式で泣かなかつたために死刑」(170)を求刑しているのである。

このような、始めは単なる傍証の位置にあったもの(「薄情」)が主題(犯行の非情さ)を食ってしまうという、母親殺しのモチーフがもはや偏執的な様相を呈している検事の論告は、本来から言えば、開廷にあたって「客観性」(123)を標榜していた法廷審理の「真面目さを大きく阻害」するものであるだろう。それは被告の「太陽のせいだ」という最終陳述と同程度に「滑稽」なものとなる筈であろう。ところが、検事の弁論の孕むこの偏執性はそれほど目立っては公判の場面を破綻させていない。その理由は、第一には、被告の最終陳述の場合とは異なって、検事の弁論を、被告を含めて誰も「笑」(146)ったりはしていないからである。検事は終始大「真面目」であり、被告である語り手ムルソオの口吻にも、弁護士に対する場合とは著しく相違して、そうした検事を揶揄するようなところは殆ど認められないのである。第二には、法廷審理の「薄情」から母親殺しへの妄想的とも言うべき展開は、決して検事側の一方的な臆断と独走だけがもたらしたものではなく、被告側のそれを看過し黙許するかとも見える態度に支えられた結果でもあるからである。成程弁護士は「一体全体、彼が告発された母親を葬ったからですか、それとも人を殺したからですか」と一応反論する構えは示したものの、それは「傍聴席」の「笑」いを引きだしたに止まり、検事に「私はこの男を犯罪人の心を以て母親を葬った廉で告発するのです」と一喝されると忽ち「動揺しているようだった」し、被告自身も検事の言葉が「公衆にかなりの効果を与えた」ことを観察し、「事態が僕にとってうまくいっていないのを理解した」(136-137)にも拘らず、検事の詭弁的な「告発」に対してまったく異論も不満も呈する気配がない。予審を控えて弁護士に「すべて健康な人間は、自分の愛する者の死を多少とも希った筈だ」と言っていた被告は、「薄情」と「母親殺し」とを「本質的な関係」(137)で結び付ける検事の議論を短絡であるとして一蹴することができないのである。又、「薄情」という非難に対する最も自然で有効な弁明の途を被告は自ら閉ざしてしまっている。

「自然の感情を押さえていた」(94)と言うことを被告に禁じられて窮した弁護士は「葬式のこと」を「口にしな」(148)いことで逃げる他なかったのである。

一方において、死刑求刑を聞いて「驚愕でぼんやりした」(145)り、判決を控えて弁護士に「もし判決が不利だったら、破棄の可能性はあるか」と尋ねていることからすると、被告は「数年の禁固か懲役」(150)は已むを得ないとしても死刑判決は少なくとも意識の水準では予期していなかったことは明らかなのであるから、他方での、審理の妄想的な展開を「さもありませんと思われるもの」だと「明快」だとしてこれを黙許し助長する被告の構えは無意識的なものであり、主人公＝語り手が「客観」的に語り伝えているかに見える審理経過は彼の無意識的過程に合わせて裁ち直されたものであり、それを反映するものであると言えるのではなからうか。即ち、主人公＝語り手を裁く法廷には彼の内なる良心の法廷が投影されているのであり、検事は彼の超自我であり、被告は彼の自我であると言えるのではあるまいか。そして超自我(検事)の専制的支配の前に自我(被告)は「小児のようになり、魂が空虚になってすべてを受け入れる用意」(98)をしていると見てよいのではないだろうか。

さて、審理の妄想的な展開がムルソオの心中の無意識的過程を反映するものであり、又そこで彼の罪と罰が問われている以上それは彼の無意識的罪悪感の反映なのだとする、この無意識的罪悪感なるものの構造が問題になってくる。

公判の審理過程は結局、ムルソオ自らが言うように、「人殺して告発され[ながら]、母の葬式に泣かなかったために死刑」の判決を受けたと総括される。「泣かなかった」という取るに足りない「過ち」の廉によって極刑が科されているところに「微小過失」を認めることができよう。又「泣かなかった」とはこの場合勿論象徴的に言われていることであって、その背後にはそれ自体としては「まったくどうでもよい」(17)ことだとムルソオ自身が以前には考えていた「ママの死に始まる数々の事実」(140)が彼の「薄情」な「ママに対する態度」を証し立てる「過ち」として集積しているのであるから、ここに「罪の擬集」を認めることができよう。更に又、「間を置いた」という始め彼に

は「殆ど重要性を持たない」(99)ものと見えた微小な過失から発して、先ず「情状を酌量する」余地のない殺人の罪を問われることになり、次いでやはり始め彼には「事件になんの係わりもない」(95)と見えた「薄情」が「間を置いた」ことと「本質的な関係」があるとされて「犯罪人の心を以て母親を葬った廉で告発」されることとなり、更には「心の中で母を殺した者」と断罪され、余人の「父親殺し」についてまで「有罪である」とされるところにも明らかに「罪の凝集」が認められると言ってよいだろう。

罪の「償い」(166)と「許し」(98)の可能性についてはどうであろうか。「人間の裁き」は、ムルソオの罪を極刑に値するものとしたが、彼が刑を受けることによって彼の罪が「償」われうるとは言っていない。というのも、彼は「人間社会から離反する存在」として「社会と何の係わりもない」者として抹殺されるだけなのであって、「人間の基本的な反応」(145)の一つとしての「償い」などはもはや彼には期待されていないからである。こうして「人間の裁き」は、それだけでは「彼の罪を洗い清めはしなかった」(165-166)と言える。又、彼が神を「信じない」(99)以上は「神の裁き」(165)は勿論無いわけなのだが、それとともに「神の裁き」によって「罪を洗い清め」ることも、神の「許し」を得て「罪の重荷」を「降ろしてしま」(165)うこともできないということになる。つまり、彼の罪には罪の許しの不可能性が認められるのである。

結論としては、主人公＝語り手の「興味」によって象られた限りでの公判の審理経過の妄想性は主人公＝語り手の無意識的罪責感の妄想性の反映であり、そこにはメランコリー状況における《返済不可能な負い目の意識》と相同的な構造が確認されると、そしてこの罪責感の核心にあるのは「母を心の中で殺した」という妄想的な確信であると言える。

さて、今度は死刑判決後のムルソオの罪責意識を検討してみよう。先に引いたように、テレンバッハによれば、「メランコリー者はその罪の意識を罪あるものとみなされている機縁から導き出しているのではないのであって、むしろ

自分自身を第一次的に罪あるものと感じており、自分が罪責的であるための機縁を『選び出して』いるにすぎない。』換言すれば、メランコリー者の「現存在の全体を充たしつくしている苦悩の意味への問い」及びメランコリー者においてはそれと「表裏一体」をなしている「苦悩の起源」あるいは「罪の起源への問い」の重点は、「行為の罪」あるいは「行為の悔い」ではなく、「存在シュルトの罪」あるいは「存在の悔いザインスロイエ」に置かれているということである。そこから、「罪の機縁の方がそれに結びついた自責よりも『軽微』である」とか、「メランコリー者の罪業妄想においてしばしば途方もない姿を示す罪責感が、なんでもない、あるいは空想上の罪の機縁に向けられる」とか、「機縁がいろいろと『交換可能』である」という事態が結果するのである。又同じくそこから「罪責感が重大なものとなればなるほど、あるいは同じことであるが、メランコリーが深まれば深まるほど、それだけ罪責内容は現在から遠く離れた時点に求められる」という現象も生ずるのであろう。「起源」は「現在から遠く離れた」⁽²⁷¹⁾ところに「求められる」ものだろうからである。

「意味への問い」そのものは「健康」なものなのだが、メランコリー者においては「この問いに答えが与えられるよりも以前に、あの意識下の劣等感や自責感が早くも立ち現われて、その答えの方向を前もって決定してしまう」⁽²⁷²⁾のである。

この「起源への問いから罪責感におけるその答えに至る道筋」をテレンバッハは症例に則して次のように辿ってみせている。まず、「苦悩」はあるが、「だれにも悪いことをしたことがない」と思われるので「どうしてこんなめにあわなくちゃならないの」という問いが生まれる。しかし、答えとしての「罪の機縁は発見されず、むしろ否定されている」、つまり「自責」は見られない。次いで、「メランコリーが重症化するとともに機縁が見出されて、自責が始まる。「最初は自責は現在の時点に向けられている。それがメランコリーの悪化に伴って」、⁽²⁷³⁾「過去への退行」が加わる。

翻って、死刑囚ムルソオの罪責意識を見てみよう。彼の「苦悩」はメランコ

リー者の得体の知れない「苦悩」と異なって、原因がはっきりしているに見える。彼の「苦悩」は死刑囚一般に共通のそれであり、正しくは「苦悩」とすら言えない。彼自ら「僕は絶望などしていない〔……〕僕はただ恐怖しているだけで、これは自然〔当然〕だった」(164)と述べている。「説明」(164)しうる「当然」の「苦悩」であればこそ、彼の口に「どうしてこんなめにあわなくちゃいけないの」という問いが上ることはないのであると考えられる。だが由来の明確な「苦悩」もあるのであって、彼にもそのような問いを発する資格はあるのだ。「だれにも悪いことをしたことがない」という「確信」があるにも拘らず死刑という「理不尽な」(169)罰を受けることになっているからである。

死刑囚ムルソオは自分の罪と罰を振り返って「殺人の罪で告発され〔ながら〕、母親の葬式で泣かなかった為に死刑を執行される」と総括している。自分の犯した犯罪については、「僕はただ人から犯人だと言われただけだ。僕は犯人だから償いをしている」(166)と、「新聞はしばしば社会に対する負債について語る。彼らによると、それを支払わねばならない。しかしこれは想像に訴えてこない」(153)と言っており、予審から一貫して死刑囚の身となった現在もやはり「真の後悔」(101)を覚えていないことが分る。「行為の悔い」がないのは、自分の犯した殺人を彼が「行為の罪」と看做していないからだろう。又「母親の葬式で泣かなかった」ことも「事件と何の係わりもない」(95)と思われるのだから、少なくとも意識の水準では、彼には自分を責めなければならぬ理由が見当たらないということになる。従って、証人マリーの「僕〔ムルソオ〕は何も悪いことをしていない」という主張は彼自身のものもであったであろうから、実感としては己れの「無罪」(134)を「確信」する者が死刑という最悪の罰の前に立たされているわけで、「うけいれることはできない」(154)処刑死を目前にして「どうしてこんなめに」という「苦悩」に充ちた問いを発するのがむしろ「当然の成行」(162)の筈であろう。そして、冤罪で死刑を執行されることに対して「恐怖」を抱いても「当然」の「苦悩」は訴えず、「苦悩」と相関的な「どうしてこんなめに」という問い掛けも見当たらないと

すれば、むしろその理由が問われなければなるまい。(164)

「だれにも悪いことをしたことがない」という主張の方は「僕は正しかったし、今も正しく、いつでも正しいのだ」(169)という極端な形で表現されているが、メランコリー者の場合それに相関的な「どうして」という問いの方がムルソオの場合まったく見当たらないのは、彼の「人が死ぬ以上は、いつどうしてということは大した問題ではない」という考えからしてそれが無用の問いだからなのであるとひとまずは考えられる。処刑死も自然死と変らぬ人間の条件としての死であるとして「うけいれ」てしまえば、処刑死という「罰ももはや」彼「には罰ではなくなってしまった」というわけである。こうして、「罰」のないところに罪への問いが成り立つわけもないのだから、彼ははいよいよ己れの「正し」さを「確信」し彼の罪責意識は死刑囚になって却って前メランコリー状況の《返済可能な負い目の意識》に復帰していると言ってよいように見える。だが、「死刑執行ぐらい重大なものではなく、結局のところ、これが人間にとって真に興味ある唯一の事なの」(155)だとまで言っていたその男が、他方で「いつどうしてということは大した問題ではない」として「死刑執行」とそれに絡まる「苦悩」の問題を一蹴してしまうのは、彼「にとって真に興味ある唯一の事」が「死刑執行」ではなくして実は「人は死ぬ」ということなのであるからだと言うこともできよう。もしそうなら、彼の「苦悩」の淵源を「真面目さを大きく阻害」されている死刑「判決と、それが宣告された瞬間からの、判決の冷酷な施行との間」の「滑稽な不調和」(154)の認識に求めるのは見当違いなのであり、そこに「苦悩」の影が見うけられないのは当然のことなのであって、「苦悩」がもし見出せるとすれば「人は死ぬ」という認識の前においてこそであるということになるろう。ところが彼自身は死を前にして「苦悩」を覚え「ただ恐怖しているだけだ」と言っている。果してそれは真実であるのか。

(iii)の項つづく)

〔注〕 (第3節つづき)

(245) 大原他, 前掲書, p. 66.

(246) 同書, p. 60.

(247) L. ビンスワンガー『精神分裂病』

I, 新海・宮本・木村訳, みすず書房, p. 73. 以下に記載されている症例エレン・ウェスト。この症例について木村仁は, 訳者『序』において, 「どちらかというとな典型的な分裂病ではなく, むしろ神経症的色彩の強い躁鬱病と考えることもでき(もっとも, ビンスワンガー自身はこの考え方を強く反駁しているが)」としている(p. III.)。拙論は村上に従ってエレンの示す鬱状態を躁鬱病に属するものと看做す。

(248) 同書, p. 105.

(249) 同書, p. 83.

(250) 同書, p. 123.

(251) 同書, p. 116.

(252) 小木, 前掲書, pp. 96-97.

(253) 同書, p. 248.

(254) 同書, p. 11.

(255) 同書, p. 13.

(256) 同書, p. 11.

(257) 躁病者についても次のような観察がなされている。「躁病期全体を通じて, 抑鬱気分がまるで暗い背景のように, 自己高揚の浮れた気分の背後から, 見えかくれに姿を見ていることが, あまりにも多い(傍点は鈴木, 以下同じ)」(テレンバッハ, 前掲書, p. 315.)。これは躁病像も「背景」としての鬱を考慮に入れることによって初めて了解可能であることを示唆するものであると言えよう。勿論

小木がここで扱っているのは「真の躁病」ではなく, 「状況によって容易に抑制可能」な「躁病様の気分」(小木, 前掲書, pp. 249-250.) にすぎないが, しかし「多幸的気分」は, それとともに死刑囚の心理の特徴として小木自身が挙げている「抑うつと多幸という, 反応性病的気分の双極」(同書, p. 86.) 性, 更には一方の極から他方の極への気分の「易変性」あるいは両極の気分の「混在」(同書, p. 87.) という現象と並ぶ一つの現象なのであるから, それらすべてを特徴として併せ持つ死刑囚の心理を全体として「了解」(同書, p. 249.) するには, やはり「双極」的構造という観点に立つ必要があると思われるのである。

(258) 加賀, 前掲書, p. 220.

(259) 小木, 前掲書, p. 250.

(260) 加賀, 前掲書, pp. 226-227.

(261)-(262) 小木, 前掲書, p. 100.

(263) 同書, p. 98.

(264) 同書, p. 100.

(265) 同書, p. 86.

(266) 加賀, 前掲書, p. 94.

(267) 同書, p. 213.

(268) 小木, 前掲書, p. 10.

(269) 大原他, 前掲書, pp. 61-62.

(270) フロイト, 『文化のなかの不安』, p. 117.

(271) テレンバッハ, 前掲書, pp. 318-319.

(272) 同書, p. 319.

(273) 同書, pp. 320-321.